

# 令和6年度 交通弱者に対する タクシー運賃の助成 の申請(利用)を実施中です。



交通弱者に対する移動手段の確保策として、タクシー利用に係る運賃の一部助成を令和6年度も実施しています。

助成対象者

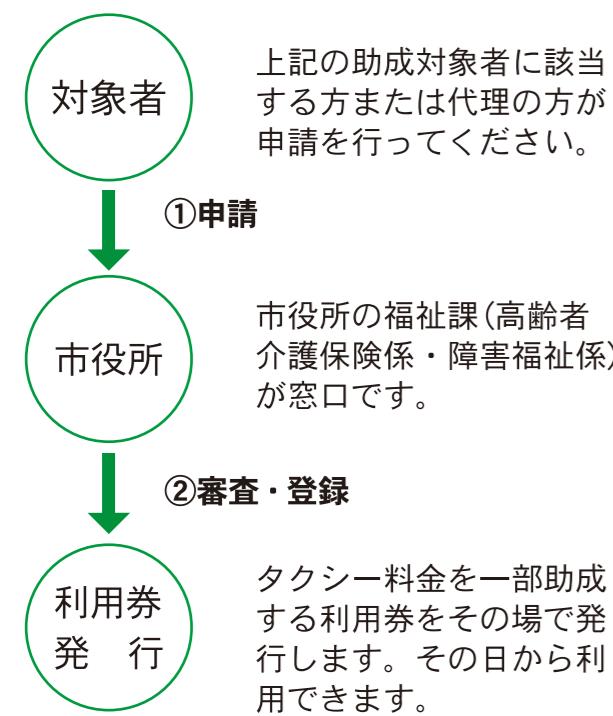
本市に住民登録があり、自動車等運転免許証をお持ちでない方で、次の条件のいずれかに該当する方が対象となります。

(1) 75歳以上の方(本年4月1日以降に75歳になる方は、誕生日月から申請ができます)

(2)次の①～⑦のいずれかに該当する方

- ①身体障害者
  - ②知的障害者
  - ③精神障害者
  - ④要介護認定者
  - ⑤介護予防・日常生活支援総合事業対象者
  - ⑥難病患者
  - ⑦小児慢性特定疾病患者

申請の流れ



### 申請時に持参するもの

- ・助成対象者の印鑑(認印)
  - ・代理申請の時は、代理の方の身分証明書と印鑑
  - ・左の(1)に該当する方は、助成対象者の健康保険証または介護保険証
  - ・左の(2)の①～⑦に該当する方は、障害者手帳や介護保険証等証明するもの

## 利用券の発行・使用

- ・登録者1人当たり利用券(1枚300円)を36枚交付します。
  - ・24枚のタクシー券の交付を受けた方は追加分(12枚)の申請ができます。
  - ・利用券の使用については、タクシー運賃(乗車)1回につきタクシー料金の範囲内で5枚まで使えますので、残りの差額を乗務員にお支払いください。
  - ・お友達同士で一緒に利用することもできます。

注意点

- ・利用券の再発行はできません。
  - ・登録者本人以外の方が利用することはできません。
  - ・交付枚数の上限は36枚です。
  - ・利用期限は令和7年3月31日までです。
  - ・令和5年度分の利用券は、令和6年4月1日以降使用できませんので、注意してください。

問合せ

不明な点は、下記へお尋ねください。  
福祉課高齢者介護保険係 TEL 76-1195  
福祉課障害福祉係 TEL 76-1197

# 能登半島地震義援金箱の設置期間延長

1月1日に発生した令和6年能登半島地震により、多くの家屋が倒壊するなど、甚大な被害をもたらしました。現在も、断水が続いているなどの理由で多くの方が避難所等で不安な生活を送っており、避難生活が長期化することが懸念されています。被災された方を支援するため、設置期間を6月28日(金)まで延長します。

- **義援金の名称** 令和6年能登半島地震災害義援金
  - **設置期間** 6月28日(金)まで(土日祝日を除く)
  - **設置時間** 午前8時30分～午後5時
  - **設置場所** 市役所正面玄関(階段横)
  - **その他**
    - ・ 義援金は義援金箱に入れてください(領収書等の発行はしていません)。

- ・集まつた義援金は、日本赤十字社を通じて各被災地にお送りします。
  - ・義援金箱に入れられない場合や、領収書等が必要な場合は枕崎市社会福祉協議会にお持ちいただきか、金融機関窓口（鹿児島銀行・郵便局）でお振込みください。

■問合せ 福祉課社会係 TEL73-5612

